

道の駅美良布 キッチンカー臨時出店者募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道の駅美良布（以下「道の駅」という。）におけるキッチンカー（食品の調理設備を備えた車両において調理したものを販売する移動販売車をいう。以下同じ。）による臨時の出店者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 美良布地区集落活動センター推進協議会（以下「管理者」という。）は、道の駅における訪問客への食の提供の充実を図るため、道の駅利用者に飲食物を販売することを目的として、キッチンカーによる臨時の出店者を募集する。

(出店資格)

第3条 キッチンカーによる出店（以下「出店」という。）を申し込むことができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 香美市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可書を有する者
- (2) 生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加している者
- (3) 営業許可書の営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業、喫茶店営業であること。
- (4) 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有する者
- (5) 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱うことができる者
- (6) 誓約書（様式第1号）に同意できる者

(出店制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、出店できないものとする。

- (1) 成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年者
- (2) 破産者であって復権していない者及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続きの申し立てがなされている者等
- (3) 国税、地方税を滞納している者
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- (6) 道の駅内で政治的活動、宗教活動を行うおそれがある者
- (7) 過去3年以内に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けた者

(出店登録)

第5条 出店を希望する者(以下「出店希望者」という。)は、道の駅美良布 キッチンカー臨時出店者登録申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添付して、直接持参又は郵送、メールにて管理者に提出しなければならない。

- (1) 営業許可書一式の写し
- (2) 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
- (3) 生産物賠償責任保険等の証明書の写し
- (4) 納税証明書等の未納がないことが確認できる書類
- (5) 誓約書(様式第1号)
- (6) 車検証の写し
- (7) 自動車任意保険の保険証の写し
- (8) 販売車、販売形態(キッチンカーの開店状態)がわかる写真画像
ナンバープレートが確認できる写真とし、写真画像に開店時の最大幅、最大長さ、最大高さを記入すること。

2 管理者は、出店希望者から前項の申請があった場合は、その内容及び添付書類を審査し、適当と認めるときは、キッチンカー臨時出店資格証を発行するものとする。

3 出店希望者は、出店登録期間中に提出書類に変更が生じた場合は、変更が生じた書類をすみやかに提出しなければならない。

(出店の取り消し)

第6条 出店を許可された者(以下「出店者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者は出店許可を取り消すものとし、出店許可の取り消しにより出店者が被る損害に対しては、管理者は一切責任を負わない。

- (1) 出店許可後に出店制限に該当する事実が判明した場合
- (2) 出店条件を厳守しない場合、その他管理者が出店を不相当と判断した場合で、管理者の改善指示に従わないとき

(出店場所)

第7条 出店場所は、道の駅の敷地のうち、管理者が別に指定する区画とする。

(出店期間等)

第8条 出店条件は、次のとおりとする。

- (1) 出店期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (2) 出店日
出店日は、原則、出店者の希望日とする。ただし、イベント開催や施設改修工事の状況により出店できない場合がある。
- (3) 出店時間
出店時間は、午前9時から午後5時までとする。それ以外の時間での出店を希望する場合は、あらかじめ管理者と協議すること。なお、出店時間の短縮は可能とし、時間短縮による出店料の減額はしないものとする。

(4) 出店料（税込）

平 日	1,000 円／日
土日祝日	2,000 円／日

（出店申込）

第 9 条 出店者は、希望する出店日の属する月（以下「出店月」という。）の 2 か月前まで（出店月が 5 月と 8 月の場合は 3 か月前までとする。以下同じ。）に道の駅美良布キッチンカー出店申込書（様式第 3 号。以下「出店申込書」という。）を管理者に提出しなければならない。ただし、出店月の 2 か月前を過ぎても出店申込がない日については、この限りでない。

2 管理者は、出店申込書の提出があった場合は、速やかに出店の可否を確認し、キッチンカー出店許可書により出店を許可する。

3 出店者は、出店許可書により出店を許可された場合は、当該出店に係る出店料を出店月の 1 週間前までに納入しなければならない。

4 管理者は、出店料の納入を確認の上、出店日当日に出店者に対しキッチンカー出店許可証を発行する。

（出店の中止）

第 10 条 出店者は、出店を中止する場合は、出店日の 2 週間前までに管理者に連絡しなければならない。この場合において、管理者はすでに納入済みの出店料を返還するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、予期せぬ悪天候など出店者の責によらない理由により出店を中止する場合は、中止の連絡が出店日の 2 週間前を過ぎていても、管理者はすでに納入済みの出店料を返還するものとする。

（販売品）

第 11 条 出店者は、キッチンカーでの販売に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物（酒類を除く。）とすること。

(2) 食材は、安全が認められているものを使用すること。

(3) 調理・包装済みの飲食物を販売する場合は、名称、期限表示、製造者、販売者等を必ず表示すること。

(4) 販売価格は市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと。

(5) 販売品及び出店に関わる一切の責任を負うこととし、購入者に対して後日連絡を取れる体制を講じること。

(6) 登録申請時の販売品以外の販売及び宣伝行為をしないこと。

（遵守事項）

第 12 条 出店者は、出店に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 出店に必要なすべての費用等は、出店者の負担とする。

(2) 法令が定める申請、届出や必要な資格者の配置は、出店者の責任と負担で対応すること。

- (3) 出店スペースにゴミ箱を設置し、適正に廃棄物（排水を含む。）を処理するとともに、購入者に対しゴミ箱への廃棄を指導すること。
- (4) 道の駅内の電気設備、水道設備、排水設備の使用を希望する場合は、事前に管理者と協議すること。
- (5) BGMを流す必要がある場合は、道の駅利用者や周辺住民の迷惑にならないよう留意すること。
- (6) 火気を使用する場合は、消火器を設置すること。
- (7) 出店時は、管理者が発行した臨時出店資格証及び出店許可証をキッチンカーの見やすいところに掲示すること。
- (8) 出店終了後は、現状を回復するとともに、道の駅内に販売物のゴミが無いか確認し、清掃を実施すること。
- (9) 道の駅内を車で走行する際は、ハザードランプを点灯し 5km/h 以下で走行すること。なお、芝生内へ車を乗り入れないよう留意すること。
- (10) 車両移動時以外は、エンジンを停止させること。
- (11) 出店に起因する事故（火災や食中毒など）や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む。）に対し、誠意を持って対応すること。
- (12) 出店者の責めに帰する理由により、道の駅施設の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損害額に相当する金額を賠償すること。ただし、道の駅施設を現状に回復した場合は、この限りでない。
- (13) 出店者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失について、管理者は一切責任を負わない。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めのない事項については、管理者と出店者で協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。